

大和市告示第 13 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により市道の路線を次のとおり認定し、同法第 18 条第 1 項の規定により次のとおり道路の区域を決定し、及び第 48 条の 13 第 3 項の規定により次の市道の路線を平成 28 年 1 月 31 日に歩行者専用道として指定する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から 2 週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成 28 年 1 月 31 日

大和市長 大 木 哲

路 線 名	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	重要な 経過地
下福田 339 号	福田字甲五ノ区 1009 番 5	福田字甲五ノ区 979 番 2	2.93 ～ 6.61	179.99	